

建設アスベスト訴訟に関する最高裁判決等を踏まえた 対応について

令和 3 年 11 月 1 日
労働基準局安全衛生部

労働者以外の者に対する安全衛生対策

前回の主なご意見

(保護対象者の範囲関係)

- 保護対象者を細かく分けて議論するのではなく、判決の物や場の危険性という考え方を踏まえて、現場にいる全ての人を対象に、同等の保護措置を求めるべき。
- 労働者以外の者も、幅広く対象に入れるべき。

(保護措置の内容・措置義務者関係)

- 誰に措置義務を課すのかという点については議論があるところだが、労働者以外についても、労働者に義務付けられているものと同等の保護措置を行うべき。
- 保護具の着用について、労使関係のない事業者が、一人親方等に着用を義務付けるのは難しいのではないか。
- 退避措置について、労使関係のない事業者について、一人親方等の退避という結果についての責任を負わせることについては慎重に検討すべき。
- 民法第715条（使用者等の責任）や労働契約法第5条（労働者の安全への配慮）にも留意して議論する必要がある。

(その他)

- 現場の実態も含めての検討が必要であり、関係業界団体などからヒアリングを行い、その結果を報告頂きたい。

考え方の整理

「物の危険性に着目した規制（法第57条関係）」について

- 有害物についての「物の危険性に関する規制（法第57条関係）」に関しては、以下のとおり現行法令でも対象を労働者には限定しておらず、労働者以外の者にも情報が伝達される仕組みとなっていることから、保護対象者の拡大は不要という整理で良いか。

< 労働安全衛生法 > (表示等)

第五十七条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

< 労働安全衛生規則 > (名称等の表示)

第三十二条 法第五十七条第一項の規定による表示は、当該容器又は包装に、同項各号に掲げるもの（以下この条において「表示事項等」という。）を印刷し、又は表示事項等を印刷した票箋を貼り付けて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、表示事項等のうち同項第一号ロからニまで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票箋を容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。

「場所の危険性に着目した規制（法第22条関係）」について

【見直し対象の法令】

- 有害物についての「場所の危険性に関する規制（法第22条関係）」に関しては、以下のとおり現行法令では対象を労働者に限定していることから、労働者以外の者も保護の対象とする見直しを行うという整理で良いか。この際、第22条に基づいて定められている全ての省令※を見直し対象とすることでよいか。

※ 労働安全衛生規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、高気圧作業安全衛生規則、電離放射線障害防止規則、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則、酸素欠乏症等防止規則、事務所衛生基準規則、粉じん障害防止規則、石綿障害予防規則

<労働安全衛生法>

第二十二條 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

<有機溶剤中毒予防規則>（法第22条に基づく規定の例（抜粋））

第二十五條 事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務に係る有機溶剤等の区分を作業中の労働者が容易に知ることができるよう、色分け及び色分け以外の方法により、見やすい場所に表示しなければならない。

第二十七條 事業者は、タンク等の内部において有機溶剤業務に労働者を従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当する事故が発生し、有機溶剤による中毒のおそれのあるときは、直ちに作業を中止し、労働者を当該事故現場から待避させなければならない。

一・二（略）

2 事業者は、前項の事故が発生し、作業を中止したときは、当該事故現場の有機溶剤等による汚染が除去されるまで、労働者を当該事故現場に立ち入らせてはならない。（略）

第三十二條 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる業務に労働者を従事させるときは、当該業務に従事する労働者に送気マスクを使用させなければならない。

【保護対象者の範囲】

- 労働者以外の者で、危険性のある場所で、危険にさらされるおそれのある者としては、以下の①～⑤の者が想定されるという整理で良いか。
 - ① 事業者（下請事業者、周囲で別の作業を行う事業者）
 - ② 個人事業者（フリーランス、一人親方等）
 - ③ 業務上の必要により作業場に入入りして作業を行う者（材料・資材搬入業者等）
 - ④ 家族就業者
 - ⑤ 見学者等の業務とは関係なく作業場に入入りする者
- 最高裁判決の趣旨、労働安全衛生法の法目的も踏まえ、労働者以外で保護対象とすべき者としては、以下の理由から、①～③の者に限定して検討を行うことでよいか。
 - ・ 家族就業者については、一般の場合と同様の労働関係として取り扱うのは適当ではなく、労働基準法では同居の親族のみを使用する事業は適用外（労働基準法第116条）としており、安衛法でも労働者の定義から除かれている（安衛法第2条第2号）ことから、安衛法で罰則をもってその安全衛生の確保を図る対象としてはなじまないこと。
 - ・ 最高裁判決では「その場所で作業する者であって労働者に該当しない者も保護する趣旨」としており、業務とは関係ない者は想定しておらず、労働安全衛生法の目的規定でも「快適な職場環境の形成」としていることから、業務とは関係なく作業場に入入りする見学者等は、労働安全衛生法の保護対象とすることになじまないこと。

<最高裁判決>

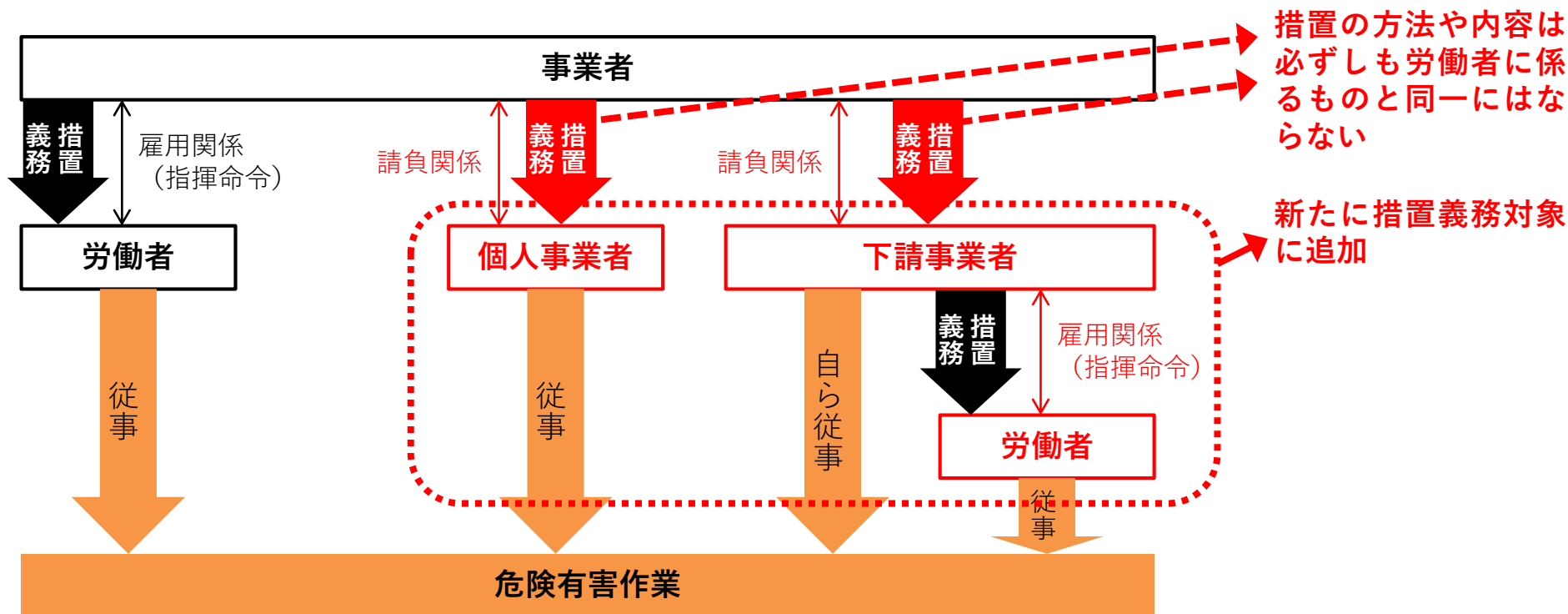
本件揭示義務規定（注：特定化学物質障害予防規則38条の3（安衛法第22条に基づく規定））は、特別管理物質を取り扱う作業場という場所の危険性に着目した規制であり、その場所において危険にさらされる者が労働者に限られないこと等を考慮すると、特別管理物質を取り扱う作業場における揭示を義務付けることにより、その場所で作業する者であって労働者に該当しない者も保護する趣旨のものと解するのが相当である。

【保護措置の内容】

- 安衛法第22条は事業者に対して措置義務を課すという構造であり、今回の見直しにおいては、現在の規定（省令）において、事業者^に義務付けている労働者を対象とした措置について、その措置対象を広げるという検討になることから、労働者以外の者に対する措置は、労働者と同等の保護水準を確保するとの考え方で良いか。
- その上で、事業者との間で指揮命令関係がないことから、措置の方法や内容は労働者に対するものと同じとすることが困難なものもあり、同一にはならない条項もありうる※という整理でよいか。

※例えば、指揮命令関係のない一人親方に対し、保護具の使用を「命ずる」ことはできない

※指揮命令がなされ実質的に労働者である場合には、請負契約による場合でも労働者として安衛法の保護対象となる（現在と同じ）



○ 労働者以外の者で、危険性のある場所で、危険にさらされるおそれのある者に対する保護措置について、それぞれ以下の考え方に基づいて整理を行うことでよいか。

<危険有害作業に従事する者>

- ・ 現行法令では、危険有害作業を行う／労働者に行わせる事業者に対して、法第22条に基づく措置として、労働者を危害から防止するため以下のような措置を義務付けているが、労働者以外で当該危険有害作業を請け負う者にも、労働者と同等の保護措置が取られるようにするためには、以下のような措置が考えられるのではないか。

| 労働者に対する措置（現行法令で義務） | |
|--|---|
| ・ 密閉設備、局所排気装置等の有害物の発散抑制設備の設置・稼働 | } |
| ・ 警報設備、緊急設備等の緊急時用設備の設置 | |
| ・ 休憩室、作業衣等の保管設備、洗浄設備等の設置 | |
| ・ 危険防止の為の作業方法の遵守（開口部閉鎖、遠隔操作、特定の用具の使用等） | } |
| ・ 保護具の使用 | |
| ・ 汚染時の医師による緊急診断 | |
| ・ 作業終了時等の汚染の除去、器具の持ち出し禁止等 | } |
| ・ 事故発生時の退避 | |
| ・ 喫煙禁止等の特定行為の禁止 | |
| ・ 汚染された場所等の危険のある場所への立入禁止 | |
| ・ 労働者に対する有害物の人体への作用、取扱い上の注意事項等に関する揭示 | } |

設備設置関係の措置は、労働者が作業に従事する時点で義務づけられており、現行制度のままだでも、**労働者以外の者も含め効果が得られる**のではないか
 ※なお、一人親方等も利用できる環境整備は必要

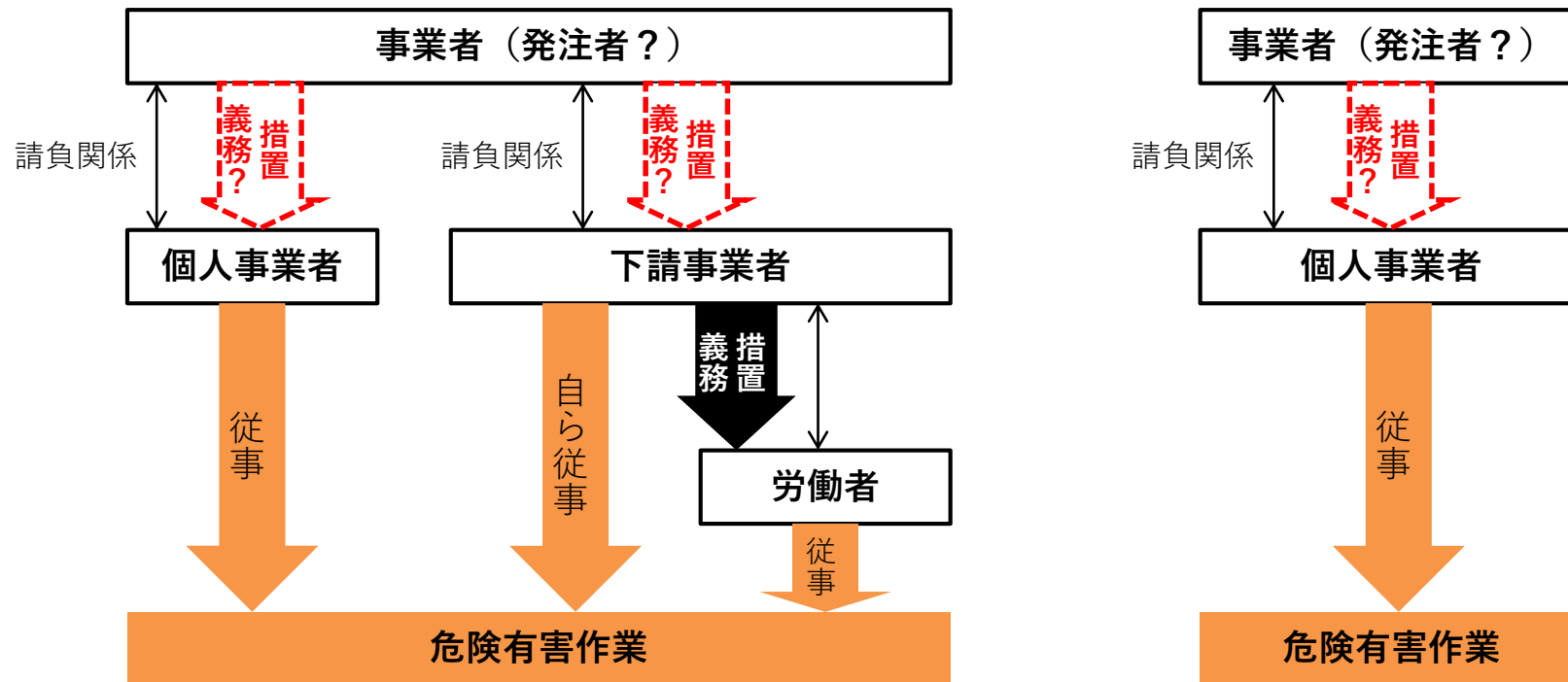
作業方法、保護具の使用等は、労働者以外の者は指揮命令関係がない（請負関係）ため、命令はできないが、**契約時や現場において、これらの措置が必要なことを周知させることが適当**ではないか

指揮命令関係に基づくものではなく、**場所や施設の使用・管理権原等に基づく措置（特定行為の禁止、退避、立入禁止等）として、労働者以外の者も労働者と同様に行わせることが適当**ではないか

有害物の有害性等に関する揭示は、**労働者以外の者も対象にするのが適当**ではないか

（注）これらの措置について、適切に措置した場合において、作業方法を遵守しなかったこと、保護具を使用しなかったこと、退避しなかったこと、立ち入ったこと等についての結果責任まで追及されるものではないと考えるのが適当ではないか

- ・ 当該危険有害作業の全部を労働者以外の者が請け負う（事業者の労働者は作業に従事しない）場合は、どう考えるべきか。
- ・ この場合、事業者は法第22条に基づく措置義務者といえるか。発注者／注文者の立場になり、別途の整理が必要ではないか。（今後検討）



<危険性のある場所（危険有害作業が行われている作業場）で（他の）作業に従事する者>

- 現行法令では、危険有害作業を行う／労働者に行わせる事業者に対して、当該作業に従事していない労働者も含めた保護措置として、法第22条に基づき、以下のような措置を義務付けているが、労働者以外の者（材料・資材搬入業者等も含め同じ作業場で他の作業に従事する者）にも、労働者と同等の保護措置が取られるようにするためには、以下のような措置が考えられるのではないか

労働者に対する措置（現行法令で義務）

- （作業場内における）保護具の使用
- 汚染時の医師による緊急診断
- 作業場から出る場合等の汚染の除去等
- 事故発生時の退避
- 喫煙禁止等の特定行為の禁止
- 汚染された場所等の危険のある場所への立入禁止
- 労働者に対する有害物の人体への作用、取扱い上の注意事項等に関する揭示

保護具の使用等は、労働者以外の者は指揮命令関係がない（請負関係）ため、命令はできないが、契約時や現場において、これらの措置が必要なことを周知させることが適当ではないか

指揮命令関係に基づくものではなく、場所や施設の使用・管理権原等に基づく措置（特定行為の禁止、退避、立入禁止等）として、労働者以外の者も労働者と同様に行わせることが適当ではないか

有害物の有害性等に関する揭示は、労働者以外の者も対象にするのが適当ではないか

（注）これらの措置について、適切に措置した場合において、作業方法を遵守しなかったこと、保護具を使用しなかったこと、退避しなかったこと、立ち入ったこと等についての結果責任まで追及されるものではないと考えるのが適当ではないか

- 労働者以外の者に対する上記の保護措置は、そもそも自社の労働者を危険有害作業に従事させる時点で措置義務がかかっている事業者（労働者以外の者に危険を及ぼすおそれのある作業を行っており、当該作業に係る危険性や措置の情報・ノウハウを有している者）に義務付けるのが、責任関係からも実施可能性の観点からも、妥当ではないか。
- 雇用関係も請負関係もない材料・資材搬入業者等や、たまたま同一作業場で他の作業を行っている他社の事業者・労働者に対して、上記措置（保護具使用の周知、立入禁止等の措置）を実効性のある形で行うためには、どのような方策が効果的と考えられるか。

【労働者以外の者に求める事項】

- 労働者以外の者で、「危険有害作業に従事する者」及び「危険性のある場所（危険有害作業が行われている作業場）で（他の）作業に従事する者」に対する保護措置を事業者を求める場合、当該労働者以外の者に対して事業者が行う措置に協力を求める必要もあるのではないか。
- 労働者や請負人に対しては、安衛法で以下のような規定が置かれているが、上記の労働者以外の者については、どのような規定を置くべきか。

<労働者>

第二十六条 労働者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

<請負人>

第三十二条 第三十条第一項又は第四項の場合において、同条第一項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

2 第三十条の二第一項又は第四項の場合において、同条第一項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

4 第三十一条第一項の場合において、当該建設物等を使用する労働者に係る事業者である請負人は、同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

5・6 (略)

7 第一項から第五項までの請負人及び前項の労働者は、第三十条第一項の特定元方事業者等、第三十条の二第一項若しくは第三十条の三第一項の元方事業者等、第三十一条第一項若しくは第三十一条の二の注文者又は第一項から第五項までの請負人が第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二又は第一項から第五項までの規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

作業場全体（危険有害作業による影響が及ぶ範囲）

S社（元方事業者）：下請指導、協議組織設置・運営、作業間の連絡調整、作業場所巡視等

危険有害作業（S社からA社が受注）

危険有害作業により周囲に危険が及ぶおそれあり

- どこまで保護対象に含めるべきか
- どのような保護措置が必要か
- 保護措置を誰に行わせるべきか

A社に保護措置義務

A社（1次下請）

B社（2次下請）

A社の労働者

B社の労働者

B社に保護措置義務

A社の労働者

※他の作業に従事

一人親方

一人親方

※A社とは契約関係なし
※他の作業を実施

C社の労働者

C社の社長

※A社とは契約関係なし
※他の作業を実施

資材搬入業者

見学者

出入口

**有害性の警告表示の義務付け等関係
集じん機付き電動工具の使用義務付け関係**

有害性の警告表示の義務付け等関係

- 最高裁判決を踏まえ、石綿障害予防規則の規定を以下のとおり見直す方針で良いか。

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(石綿障害予防規則) 第三十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のために製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場である旨 二 <u>石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状</u> 三 石綿等の取扱い上の注意事項 四 <u>当該作業場所においては呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を着用しなければならない旨並びに使用すべき保護具</u> | <p>(石綿障害予防規則) 第三十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、次の事項を、<u>作業に従事する労働者</u>が見やすい箇所に掲示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のために製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場である旨 二 <u>石綿等の人体に及ぼす作用</u> 三 石綿等の取扱い上の注意事項 四 <u>使用すべき保護具</u> |

- 石綿則と同様の規定が設けられている有機則、特化則についても、同様の見直しを行うことでよいか。
- 現状、掲示義務規定が設けられていない安衛則（ダイオキシン関係）、鉛則、四アルキル鉛則、粉じん則について、同等の保護措置を確保する観点から、新たに同様の掲示義務規定を設けることでよいか。

<参考> 最高裁が確定させた高裁判決（東京1陣）

省令を制定して、事業者に対し、石綿含有建材を使う建設現場における警告表示（掲示）の内容として、石綿により引き起こされる石綿関連疾患の具体的内容及び症状等、並びに防じんマスクを着用する必要があることについて、より具体的に記載することを義務付けるべきであった。

集じん機付き電動工具の使用義務付け関係

- 集じん機付き電動工具に係る高裁判決を踏まえ、集じん機付き電動工具についての義務付けの議論や義務付けの範囲を検討する前に、まずは、集じん機付き電動工具の集じん性能等についての実態調査、調査研究を進める方針で良いか。

<参考> 国の違法性を認定した高裁判決（京都1陣）

一審被告国は、昭和49年において、防じんマスクの義務付けに加えて、後記のとおり実用に不適であった重量が200kg前後もある集じん装置付きグラインダ等を除いて、その時点で実用可能であった電動丸のこ等の電動工具について、集じん機付きのものを使用することを義務付ける規定を、罰則をもって定めるべきであった。